

高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

高槻市長 濱 田 剛 史

高槻市条例第 12 号

高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和 3 年高槻市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同項第 2 号及び第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 基準省令第 23 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 4 条第 2 項及び第 3 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 4 項中「第 2 号」を「第 3 号」に改め、同項第 1 号及び第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 基準省令第 50 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 4 条第 5 項中「同項」を「同項第 1 号」に、「あるのは、」を「あるのは「第 58 条」と、同項第 2 号中「基準省令」とあるのは「基準省令第 58 条において準用する基準省令」と、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「第 54 条」とあるのは」に改め、同条第 6 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 4 号及び第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 基準省令第68条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第4条第7項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第80条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第4条第8項中「第2号」を「第3号」に改め、同項第1号及び第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第89条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第4条第9項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第98条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第4条第10項中「同項第2号から第4号までの規定中「第105条」とあるのは、」を「同項第2号中「第105条」とあるのは「第105条の3」と、同項第3号中「基準省令」とあるのは「基準省令第105条の3において準用する基準省令」と、同項第4号及び第5号中「第105条」とあるのは」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改め、同条第11項中「同項第2号から第4号までの規定」を「同項第2号中「第105条」とあるのは

「第109条」と、同項第3号中「基準省令」とあるのは「基準省令第109条において準用する基準省令」と、同項第4号及び第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改め、同条第12項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第114条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第4条第13項第2号から第6号まで及び第17項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第19項中「完了の日」の次に「、第4号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加え、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第20項中「完了の日」の次に「、第2号に掲げる記録にあつては同号の報告の日、第3号及び第9号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加え、同項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第21項中「第4号」の次に「に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日、第5号」を加え、同項第2号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第199条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第4条第22項中「同項第3号」の次に「及び第4号」を加え、「同項第4号から第6号まで」を「同項第5号から第7号まで」に改め、同条第23項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第214条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第7条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第7条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第10条第1項中「第2号」を「第3号」に改め、同項第1号及び第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第57条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第3項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 基準省令第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条第4項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条第5項中「第2号」を「第3号」に改め、同項第1号及び第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項

第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 基準省令第95条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条第6項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基準省令第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条第7項第2号から第6号まで及び第11項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第12項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第13項中「完了の日」の次に「、第4号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加え、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第14項中「完了の日」の次に「、第2号に掲げる記録にあつては同号の報告の日、第3号及び第9号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加え、同項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第15項中「記録にあつては」の次に「当該記録を作成した日、第4号に掲げる記録にあつては」を加え、「第6号」を「第7号」に改め、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 基準省令第278条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第10条第16項中「同項第2号」の次に「及び第3項」を加え、「同項

第3号から第5号まで」を「同項第4号から第6号まで」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改め、同条第17項中「第2号」を「第3号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基準省令第291条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第14条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号エ及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第30条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第16条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第17条第1項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第3条の24第11項」を「第3条の24第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 基準省令第3条の22第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第17条第3項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項

第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第17条第4項中「第3号」を「第4号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第17条第5項中「同項第2号から第4号までの規定」を「同項第2号中「第37条」とあるのは「第37条の3」と、同項第3号中「基準省令」とあるのは「基準省令第37条の3において準用する基準省令」と、同項第4号及び第5号」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第6号及び第7号」に改め、同条第6項中「第4号」を「第2号及び第8号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日、第5号」に改め、「、第7号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 基準省令第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第17条第7項中「第3号」を「第4号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基準省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第17条第8項第3号から第7号まで及び第9項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第10項中「完了の日」の次に「、第4号及び第8号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加え、「、第8号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を削り、同項第2号から第7号まで並びに同条第11項第2号から第6号まで並びに第13項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第23条第1項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第26条第1項中「完了の日」の次に「、第2号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加え、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第29条第1項中「完了の日」の次に「、第2号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日」を加える。

第32条第1項中「第3号」を「第4号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基準省令第42条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2項第3号から第7号まで及び第3項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(高槻市社会福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 高槻市社会福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中

「第31条第2項の」の次に「規定による」を加え、同条第5号中「第33条第3項の」の次に「規定による」を加える。

(高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例(令和3年高槻市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号から第5号まで及び第7条第1項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例第4条第6項から第8項まで及び第12項並びに第10条第3項から第6項までの改正規定は、同年6月1日から施行する。